

報告第108号

平成17年6月29日承認

財務部会の事務事業詳細調整について

財務部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成17年5月30日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

詳細調整報告項目一覧

| 専門部会 | 分科会 | 番号 | 項目名 |
|--------|------------|----|----------------|
| 4 財務部会 | 3 諸税分科会 | 2 | 軽自動車税 |
| | | 3 | 減免に関する事項 |
| | | 5 | 自動車臨時運行許可 |
| | | 6 | 原付試乗用標識交付 |
| | | 16 | 入湯税 |
| | 4 市民税分科会 | 8 | 減免に関する事項 |
| | | 12 | 個人市町村民税税率と均等割額 |
| | 5 固定資産税分科会 | 11 | 減免(土地・家屋) |
| | | 25 | 固定資産税の税率 |

事務事業詳細事項調整結果一覧

| 部会名 | 財務 | 分科会名 | 諸税 |
|------------|-------|---|-----|
| 区 分 | 統一時期 | 調整結果 | 備 考 |
| 2 軽自動車税 | 合併と同時 | <p>調整内容表（様式４） 調整の具体的内容</p> <p>税額について、各市町村同額であるため、新市においても現行の税額とする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>軽自動車税の納期 軽自動車税の納期は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">5月1日から同月31日まで</p> <p>原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る各市町村現行登録ナンバーは、廃車するまでそのまま使用することとする。</p> | |
| 3 減免に関する事項 | 合併と同時 | <p>調整内容表（様式４） 調整の具体的内容</p> <p>各市町村で現在条例に基づき減免を行っているものは、極力包括して新市においても引き続き実施する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>法人市民税及び軽自動車税の減免については、次のとおりとする。</p> <p>【法人市民税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減免の対象者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 民法第34条に規定する公益法人（収益事業を併せて行うものを除く。）で均等割のみ課せられる者又は清算中及び6箇月以上継続して事業を休止中の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で所得が皆無となった者 (2) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体（収益事業を併せて行うものを除く。）で均等割のみ課せられる者 (3) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（収益事業を併せて行うものを除く。）で均等割のみ課せられる者 (4) 公益上その他の事由により市長において特に必要があると認められる者 2 減免する税額 上記の者に対し均等割額の全部 <p>【軽自動車税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減免の対象となるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が所有する軽自動車等のうち、その用途が専ら身体障害者、寝たきり老人等の送迎及び訪問介護の用に供するもの (2) 道路交通法第99条第1項の規定により公安委員会が指定した自動車教習所が所有する軽自動車等のうち、生徒の教育練習の用に供するもの (3) その他公益の用に供する軽自動車等 (4) 特別の事由により納税が困難と認められるものが所有する軽自動車等及び減免することが適当と認められる軽自動車等 (5) 身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で専ら当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者の通学、通院若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。） (6) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等 | |

事務事業詳細事項調整結果一覧

| | | | |
|------------|----|-------------|----|
| 部会名 | 財務 | 分科会名 | 諸税 |
|------------|----|-------------|----|

| 区 分 | 統一時期 | 調整結果 | 備 考 |
|-----|------|---|-----|
| | | <p>身体障害者等とは、別表1（身体障害者手帳の交付を受けている者のうち別表1の級に該当するもの、療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に障害の程度が重度と記載されているもの、精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有するもの）又は別表2に該当する者</p> <p>2 減免する税額 上記のものに対し軽自動車税額の全部</p> | |

別表1
身体障害者手帳の交付を受けている方

| 障 害 名 | 本 人 運 転 | 家 族 ・ 介 護 者 運 転 |
|---------------------|---------|-----------------|
| 視 覚 障 害 | 1級から4級 | 1級から4級 |
| 聴 覚 障 害 | 2級及び3級 | 2級及び3級 |
| 平 衡 機 能 障 害 | 3級 | 3級 |
| 上 肢 機 能 障 害 | 1級及び2級 | 1級及び2級 |
| 下 肢 機 能 障 害 | 1級から6級 | 1級から3級 |
| 運 動 機 能 障 害 | 上肢機能 | 1級及び2級 |
| | 移動機能 | 1級から3級 |
| 体 幹 機 能 障 害 | 1級から5級 | 1級から3級 |
| 心 臓 機 能 障 害 | 1級及び3級 | 1級及び3級 |
| 腎 臓 機 能 障 害 | 1級及び3級 | 1級及び3級 |
| 呼 吸 器 機 能 障 害 | 1級及び3級 | 1級及び3級 |
| 膀 胱 又 は 直 腸 機 能 障 害 | 1級及び3級 | 1級及び3級 |
| 小 腸 機 能 障 害 | 1級及び3級 | 1級及び3級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級から3級 | 1級から3級 |
| 喉頭摘出による音声機能障害 | 3級 | 3級 |

療育手帳の交付を受けている方

| 障 害 名 | 家 族 運 転 の み |
|------------|-------------|
| 知的障害（療育手帳） | A（重度・最重度） |

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

| 障 害 名 | 家 族 運 転 の み |
|---------|-------------------------|
| 精 神 障 害 | 1級(通院医療費番号の記載されたものに限る。) |

別表2
戦傷病者手帳の交付を受けている方

| 障 害 名 | 本 人 運 転 | 家 族 ・ 介 護 者 運 転 |
|---------------------|------------------------|-----------------|
| 視 覚 障 害 | 特別項症から第4項症 | 特別項症から第4項症 |
| 聴 覚 障 害 | 特別項症から第4項症 | 特別項症から第4項症 |
| 平 衡 機 能 障 害 | 特別項症から第4項症 | 特別項症から第4項症 |
| 上 肢 機 能 障 害 | 特別項症から第4項症 | 特別項症から第4項症 |
| 下 肢 機 能 障 害 | 特別項症から第6項症及び第1款症から第3款症 | 特別項症から第3項症 |
| 体 幹 機 能 障 害 | 特別項症から第6項症及び第1款症から第3款症 | 特別項症から第4項症 |
| 心 臓 機 能 障 害 | 特別項症から第3項症 | 特別項症から第3項症 |
| 腎 臓 機 能 障 害 | 特別項症から第3項症 | 特別項症から第3項症 |
| 呼 吸 器 機 能 障 害 | 特別項症から第3項症 | 特別項症から第3項症 |
| 膀 胱 又 は 直 腸 機 能 障 害 | 特別項症から第3項症 | 特別項症から第3項症 |
| 小 腸 機 能 障 害 | 特別項症から第3項症 | 特別項症から第3項症 |
| 喉頭摘出による音声機能障害 | 特別項症から第2項症 | 特別項症から第2項症 |

事務事業詳細事項調整結果一覧

| 部会名 | 財務 | 分科会名 | 諸税 |
|-------------|-------|---|-----|
| 区 分 | 統一時期 | 調整結果 | 備 考 |
| 5 自動車臨時運行許可 | 合併と同時 | <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 臨時運行許可基準等</p> <p>(1) 試運転、新規登録、新規検査、継続検査、その他特に必要がある場合に限る。</p> <p>(2) 許可の有効期限は、5日を超えてはならない。</p> <p>(3) 許可したときは、許可証を交付し番号標を貸与しなければならない。</p> <p>(4) 許可証には、目的、経路、有効期間を記載する。</p> <p>(5) 許可を受けた者は、有効期間が満了したときは、その日から5日以内に許可証及び番号標を返納しなければならない。</p> <p>(6) 許可の有効期間をカバーする自動車損害賠償責任保険の契約が締結されていないなければならない。</p> <p>2 申請時必要書類</p> <p>(1) 申請書</p> <p>(2) 印鑑</p> <p>(3) 自動車検査証等(コピーでも可)</p> <p>(4) 自賠償保険証(原本)</p> <p>(5) 免許証(その他本人であることを証することができるもの。)</p> <p>3 手数料</p> <p>1件750円</p> | |
| 6 原付試乗用標識交付 | 合併と同時 | <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 原動機付自転車又は小型特殊自動車を試乗し、又は試乗させる場合は、標識交付申請により、その車体に取り付けるべき標識(臨時運行用の標識)の交付を行う。</p> <p>2 交付手数料</p> <p>無料</p> <p>3 有効期間</p> <p>交付の日から1年間</p> | |
| 16 入湯税 | 合併と同時 | <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 税率</p> <p>鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客1人1日について、150円を課する。</p> <p>2 課税免除</p> <p>(1) 年令12歳未満の者</p> <p>(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>(3) 長期療養者を対象として設けられている簡素な温泉旅館における長期湯浴客</p> <p>(4) 学校教育上の見地から行われる行事に参加する者</p> <p>(5) 利用料金が2,000円以下のものにおける入湯者</p> <p>(6) 上記のほか、特別の事由があるもの</p> | |

事務事業詳細事項調整結果一覧

| | | | |
|------------|----|-------------|-----|
| 部会名 | 財務 | 分科会名 | 市民税 |
|------------|----|-------------|-----|

| 区 分 | 統一時期 | 調整結果 | 備 考 |
|------------|-------|--|-----|
| 8 減免に関する事項 | 合併と同時 | <p>詳細事項調整結果</p> <p>個人市民税の減免については、次の表のとおりとする。</p> | |

| 市民税を減免する必要があると認められる者 | 左記の者が納付すべき市民税額 に対して減免する税額 |
|---|---|
| 1 貧困により生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく扶助を受ける者 | 当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の全部 |
| 2 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号に規定する勤労学生で前年中の所得が同法の規定による所得の9割未満の者 | 均等割額の全部 |
| 3 失業及びこれに準ずるもので納税が著しく困難であると認められる者で次に該当するもの | 納付額の10割以内の額 |
| ア 賦課期日現在から引き続き失業中の者 | 当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の10割以内の額 |
| イ 賦課期日の翌日以後において失業し、3ヶ月以上引き続き失業中の者 | 当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の10割以内の額 |
| 4 疾病（扶養親族の疾病を含む。）により納税が著しく困難であると認められる者 | 当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の10割以内の額 |
| 5 当該年の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の3分の1以上減少し納税が著しく困難であると認められる者（前年中において250万円を超える合計所得金額を有した場合を除く。） | 所得割額の7割以内の額 |
| 6 賦課期日以後に納税義務者が死亡し、相続人において納税義務の継承が著しく困難であると認められる者 | 当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の10割以内の額 |
| 7 災害により次の事由に該当することとなった者 | 当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の全部 |
| ア 死亡した場合 | |
| イ 所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者となった場合 | |
| ウ 重傷を受けた場合 | |
| 8 災害により自己（同居の親族を含む。）の所有に係る家屋又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により、補てんされた金額を除く。）がその価格の3割以上であると認められる者で次に該当する者 | 当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額のうち次に該当する額 |
| ア 前年中の合計所得金額が500万円以下であった者 | （ア）損害金額が3割以上5割未満のときは納付額の5割の額 （イ）損害金額が5割以上のときは納付額の全額 |
| イ 前年中の合計所得金額が500万円を超え750万円以下であった者 | （ア）損害金額が3割以上5割未満のときは納付額の2.5割の額 （イ）損害金額が5割以上のときは納付額の5割の額 |
| ウ 前年中の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下であった者 | （ア）損害金額が3割以上5割未満のときは納付額の1.25割の額 （イ）損害金額が5割以上のときは納付額の2.5割の額 |
| 9 前各号に定めるもののほか公益上その他の事由により市長において特に必要があると認められる者 | 前各号に準ずる額 |

同一人について2以上の減免事由があるときは、最も減免額の多い規定（減免額が同一のときは、いずれか1の規定）を適用する。

事務事業詳細事項調整結果一覧

| | | | |
|------------|----|-------------|-----|
| 部会名 | 財務 | 分科会名 | 市民税 |
|------------|----|-------------|-----|

| 区 分 | 統一時期 | 調整結果 | 備 考 |
|-----------------------|-------|--|-----|
| 12 個人市町村民税 税率と均等割額 | 合併と同時 | <p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 地方税法に基づき津市の例による。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>個人市民税の納期 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p style="margin-left: 40px;">第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p style="margin-left: 40px;">第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p style="margin-left: 40px;">第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> | |

事務事業詳細事項調整結果一覧

| | | | |
|------------|----|-------------|-------|
| 部会名 | 財務 | 分科会名 | 固定資産税 |
|------------|----|-------------|-------|

| 区 分 | 統一時期 | 調整結果 | 備 考 |
|--------------|-------|---|-----|
| 11 減免（土地・家屋） | 合併と同時 | <p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 各市町村で現在条例に基づき減免を行っているものは、極力包括して新市においても引き続き実施する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>固定資産税の減免については、次の表のとおりとする。</p> | |

| 減免の対象となる固定資産 | 固定資産に対して減免する税額等 |
|---|---|
| 1 貧困により生活保護法の規定に基づく生活扶助を受ける者の所有する固定資産 | 当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の全部 |
| 2 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受け、特に納税資力が乏しいと認められる者で直接自己の居住の用に供する固定資産 | 当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の100分の50に相当する額 |
| 3 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） | 当該事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に到来する納期限に係る納付額の全部 |
| 4 学校法人以外の者が設立する幼稚園において直接教育又は保育の用に供する固定資産 | 当該固定資産に係る固定資産税額の全部 |
| 5 災害によりその地形を変じた土地及び倒壊若しくは壊滅、床上浸水又はその全部若しくは一部を焼失した家屋又は償却資産で土地にあつては被害面積、家屋又は償却資産については損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。）が2割以上であると認められるもので次に該当する固定資産 | 当該事由が発生した日以後に到来する納期限に係る当該固定資産に対する固定資産税額のうち、当該事由により損害を受けた部分に対応する固定資産税額で次に該当する率を当該税額に乗じて得た額 |
| （土地） | |
| ア 被害面積が当該土地の面積の8割以上である場合 | 10割 |
| イ 被害面積が当該土地の面積の6割以上8割未満である場合 | 8割 |
| ウ 被害面積が当該土地の面積の4割以上6割未満である場合 | 6割 |
| エ 被害面積が当該土地の面積の2割以上4割未満である場合 | 4割 |
| （家屋） | |
| ア 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない場合 | 10割 |
| イ 山崩れ、土砂流入等により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6割以上の価値を減じたとき | 8割 |
| ウ 床上浸水等により、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の4割以上6割未満の価値を減じたとき | 6割 |
| エ 上壁、畳等の損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを要する場合で当該家屋の価格の2割以上4割未満の価値を減じたとき | 4割 |

事務事業詳細事項調整結果一覧

| | | | |
|------------|----|-------------|-------|
| 部会名 | 財務 | 分科会名 | 固定資産税 |
|------------|----|-------------|-------|

| 区 分 | 統一時期 | 調整結果 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--------------|-----------------|--------|--|-----------------------------------|-----|--|----|---|----|---|----|------------------------|--|----------------------|----------|--|
| | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">減免の対象となる固定資産</th> <th style="width: 50%;">固定資産に対して減免する税額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(償却資産)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 全壊等により資産の原形をとどめない場合又は使用不能となった場合</td> <td style="text-align: center;">10割</td> </tr> <tr> <td>イ 資産の主要部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該資産の価格の6割以上の価値を減じたとき</td> <td style="text-align: center;">8割</td> </tr> <tr> <td>ウ 資産に部分損傷を受け、使用目的を著しく減じ修理を必要とする場合で当該資産の価格の4割以上6割未満の価値を減じたとき</td> <td style="text-align: center;">6割</td> </tr> <tr> <td>エ 資産の一部損傷により小修理を必要とする場合で当該資産の価格の2割以上4割未満の価値を減じたとき</td> <td style="text-align: center;">4割</td> </tr> <tr> <td>6 国又は地方公共団体等を買収された固定資産</td> <td>当該固定資産に係る当該年度分の固定資産税額で、当該事由が発生した日以後に到来する納期限に係る納付額の全部</td> </tr> <tr> <td>7 前各号のほか特に必要と認める固定資産</td> <td>前各号に準ずる額</td> </tr> </tbody> </table> | 減免の対象となる固定資産 | 固定資産に対して減免する税額等 | (償却資産) | | ア 全壊等により資産の原形をとどめない場合又は使用不能となった場合 | 10割 | イ 資産の主要部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該資産の価格の6割以上の価値を減じたとき | 8割 | ウ 資産に部分損傷を受け、使用目的を著しく減じ修理を必要とする場合で当該資産の価格の4割以上6割未満の価値を減じたとき | 6割 | エ 資産の一部損傷により小修理を必要とする場合で当該資産の価格の2割以上4割未満の価値を減じたとき | 4割 | 6 国又は地方公共団体等を買収された固定資産 | 当該固定資産に係る当該年度分の固定資産税額で、当該事由が発生した日以後に到来する納期限に係る納付額の全部 | 7 前各号のほか特に必要と認める固定資産 | 前各号に準ずる額 | |
| 減免の対象となる固定資産 | 固定資産に対して減免する税額等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (償却資産) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 全壊等により資産の原形をとどめない場合又は使用不能となった場合 | 10割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 資産の主要部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該資産の価格の6割以上の価値を減じたとき | 8割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 資産に部分損傷を受け、使用目的を著しく減じ修理を必要とする場合で当該資産の価格の4割以上6割未満の価値を減じたとき | 6割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エ 資産の一部損傷により小修理を必要とする場合で当該資産の価格の2割以上4割未満の価値を減じたとき | 4割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 国又は地方公共団体等を買収された固定資産 | 当該固定資産に係る当該年度分の固定資産税額で、当該事由が発生した日以後に到来する納期限に係る納付額の全部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 前各号のほか特に必要と認める固定資産 | 前各号に準ずる額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 固定資産税の税率 | 合併と同時 | <p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <p>固定資産税については、現行のとおり標準税率(1.4%)による課税を行う。</p> <p>不均一課税及び課税免除については、個別法等に基づき制度化しているため、新市移行後、制度改廃を含めた調整を行う。ただし、平成17年度以降当面は、従前の例により課税する。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>固定資産税の納期</p> <p>固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">第1期 4月1日から同月30日まで</p> <p style="margin-left: 40px;">第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p style="margin-left: 40px;">第3期 12月1日から同月25日まで</p> <p style="margin-left: 40px;">第4期 翌年2月1日から同月末日まで</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |